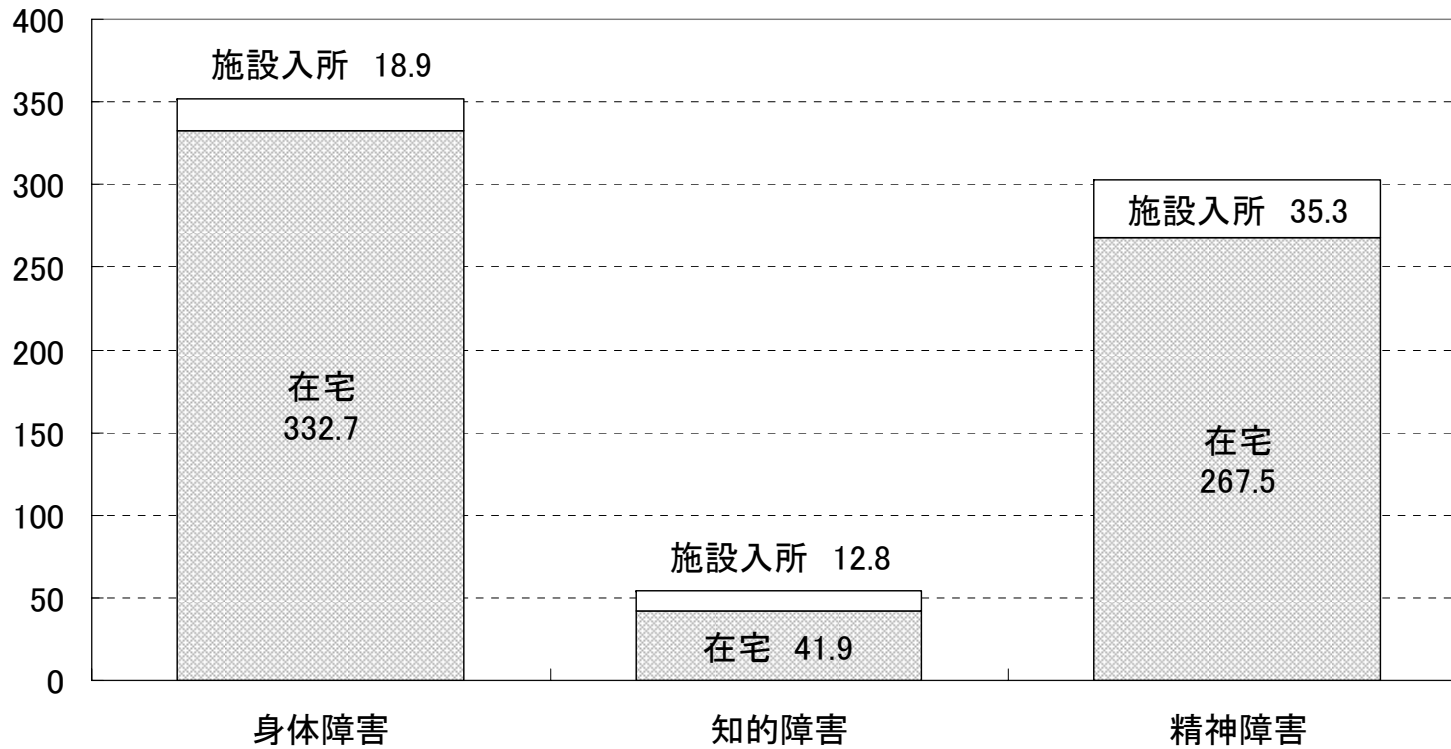


# 現行の障害児支援施策等について

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部

# 障害者の状況

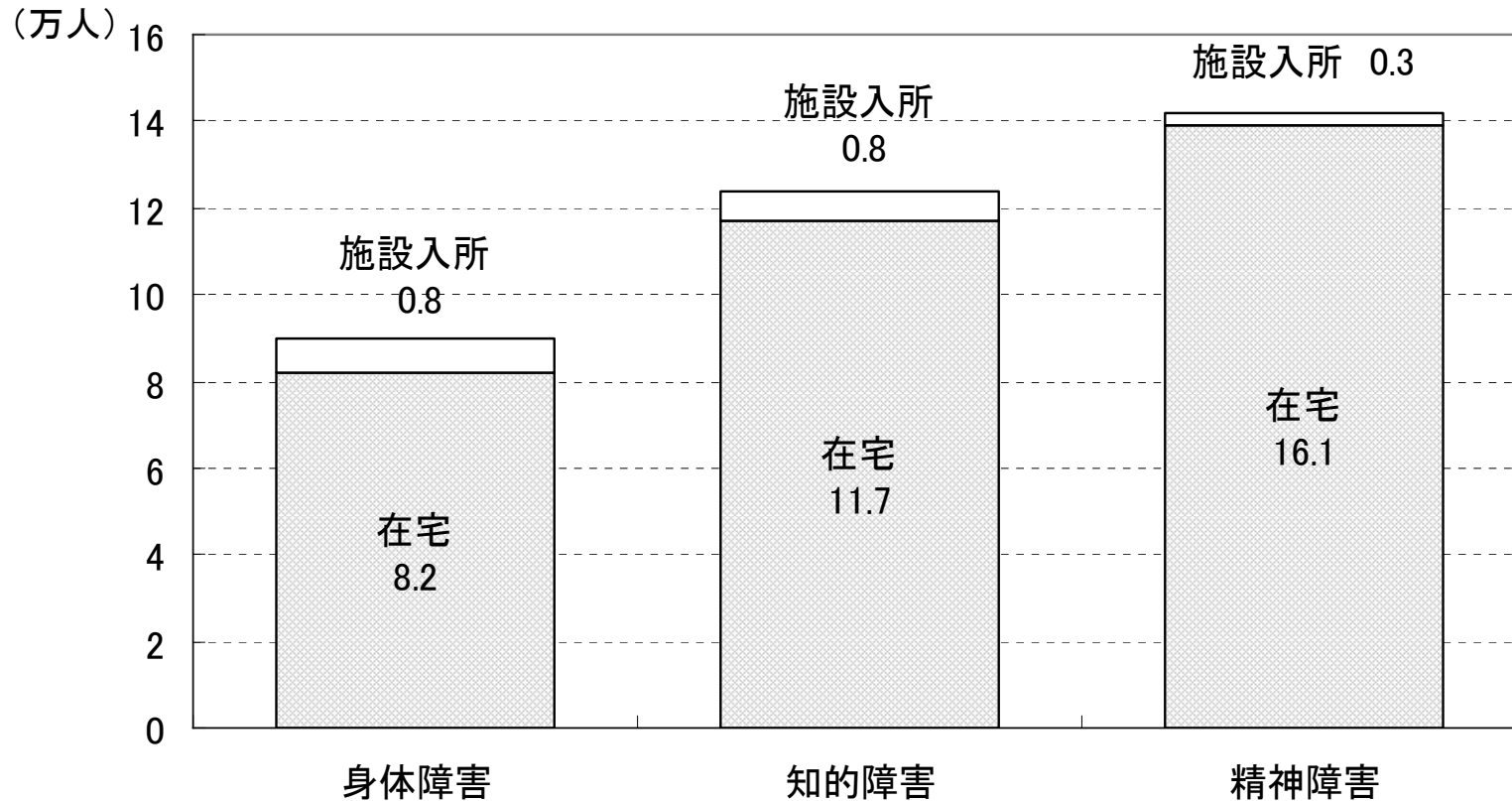
(万人)



障害者計 709.1万人(全人口の約5.5%)

全人口 12776.8万人(H17.10.1)

# 障害児の状況(18歳未満<sup>(※)</sup>)



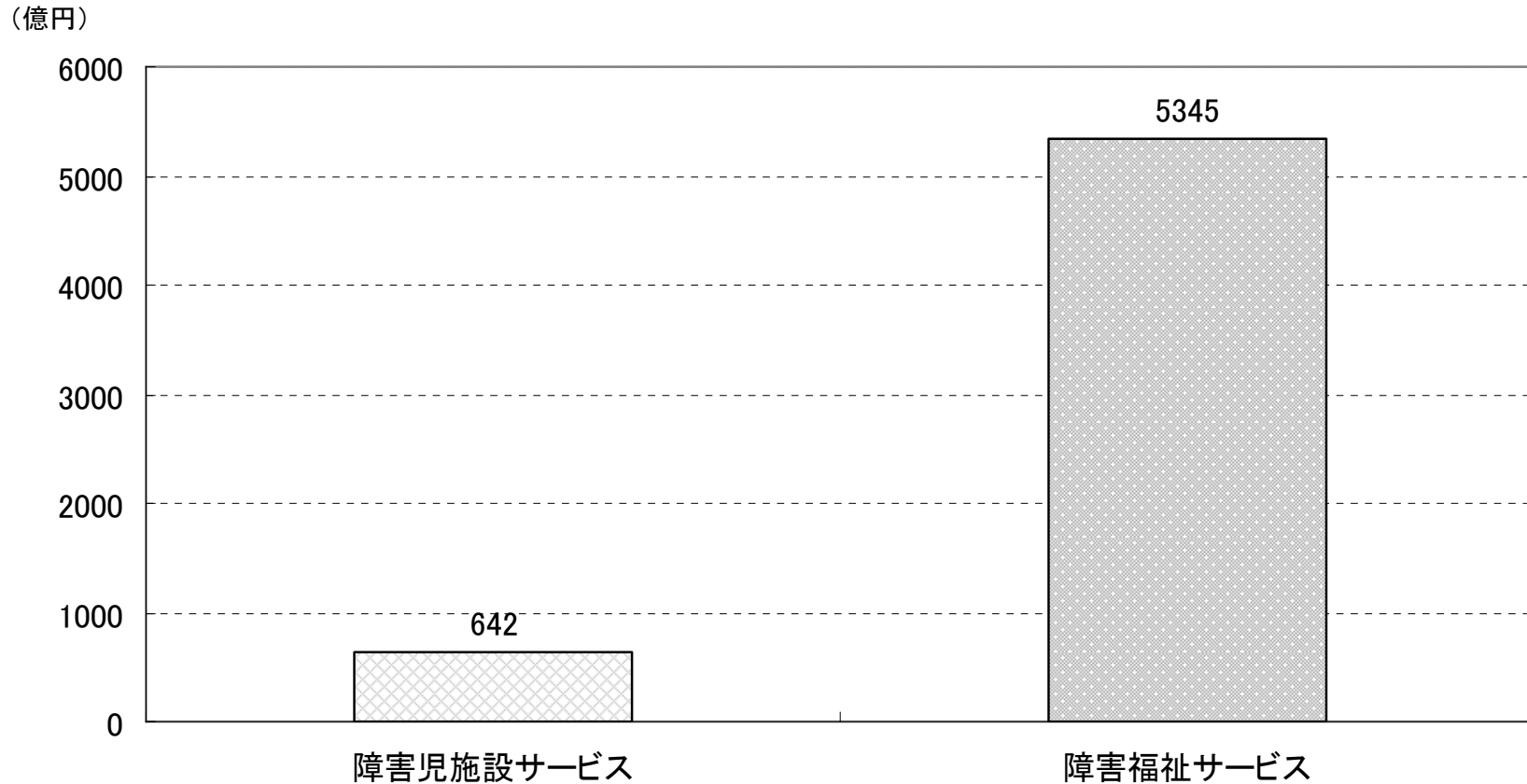
合計<sup>(※)</sup> 37.9万人(全児童の1.7%)

児童人口 2,269.9万人(H17.10.1)

【出典】 身体障害児・者数実態調査(H13)、知的障害児(者)実態調査(H17) 患者調査(H17)、社会福祉施設等調査(H12、16) 等

(※) 精神障害については、20歳未満のデータ。

# 障害福祉サービスと障害児施設サービス予算 (平成20年度予算(案)ベース)



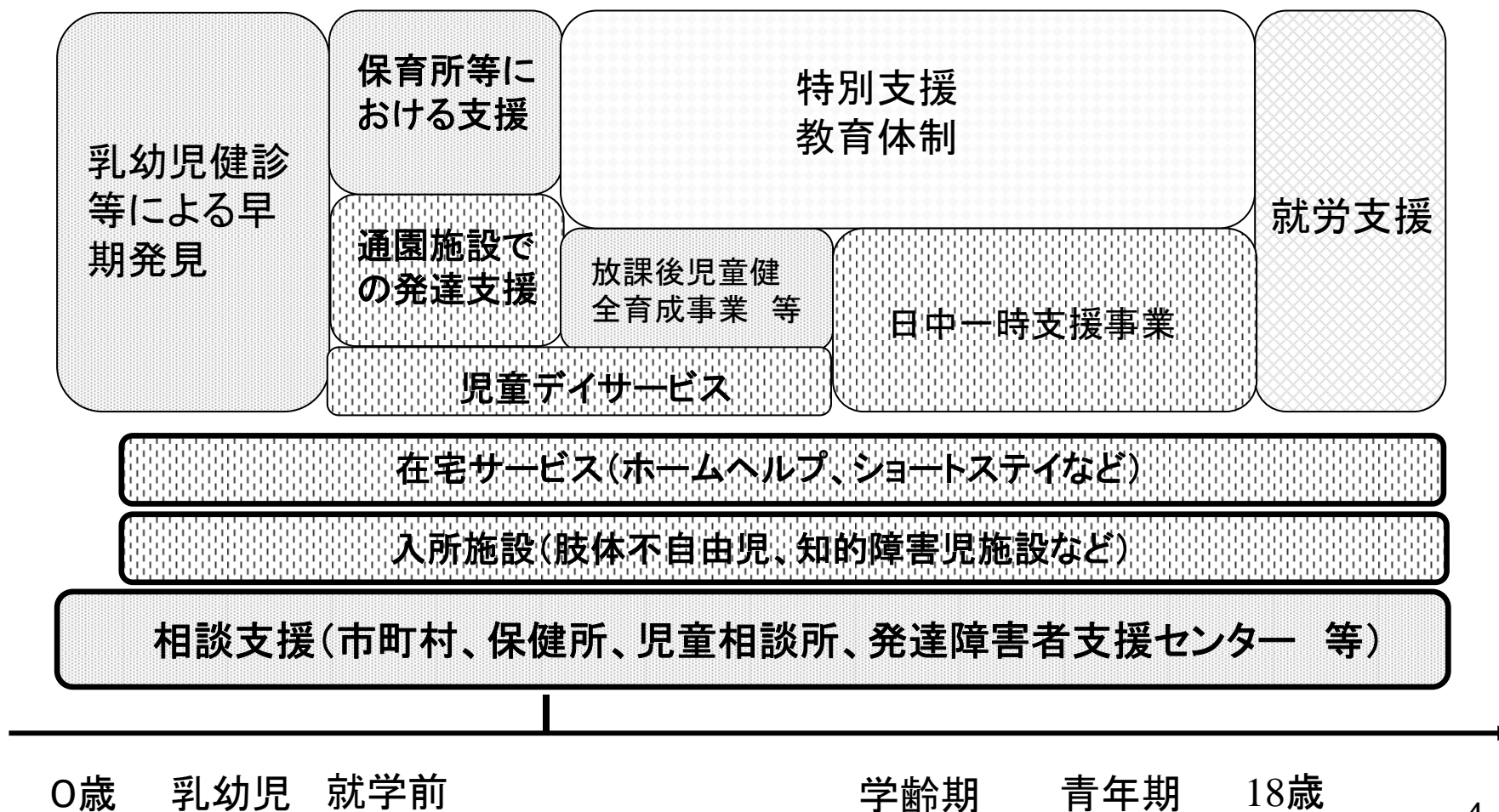
(注1) 児童デイサービスは障害福祉サービスに含まれており、障害児施設サービスには含まれていない。

(注2) 自立支援医療等を含めた平成20年度障害福祉関係予算(案)の額は9,700億円。

(注3) 障害児施設サービス: 知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児)に係る施設措置(給付費)負担金。

# 障害児の支援体制について

対象児童：肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など



# 障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人）

		根拠法令	施設の性格						
身体障害児	肢体不自由	入所施設	<table border="1"> <tr> <td>肢体不自由児施設 62カ所 2,730人</td> <td>児童福祉法第43条の3</td> <td>肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設 6カ所 237人</td> <td>児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)</td> <td>病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。</td> </tr> </table>	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人	児童福祉法第43条の3	肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
		肢体不自由児施設 62カ所 2,730人	児童福祉法第43条の3	肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。					
	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。						
	通所施設	<table border="1"> <tr> <td>肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人</td> <td>児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)</td> <td>肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。</td> </tr> </table>	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。				
	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。						
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	<table border="1"> <tr> <td>盲児施設 10カ所 137人</td> <td>児童福祉法第43条の2</td> <td>視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設 13カ所 165人</td> <td>児童福祉法第43条の2</td> <td>聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。</td> </tr> </table>	盲児施設 10カ所 137人	児童福祉法第43条の2	視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。	ろうあ児施設 13カ所 165人	児童福祉法第43条の2	聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
盲児施設 10カ所 137人		児童福祉法第43条の2	視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。						
ろうあ児施設 13カ所 165人	児童福祉法第43条の2	聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。							
通所施設	<table border="1"> <tr> <td>難聴児通園施設 25カ所 746人</td> <td>児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条)</td> <td>強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。</td> </tr> </table>	難聴児通園施設 25カ所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条)	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。					
難聴児通園施設 25カ所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条)	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。							
重複(身・知)障害	入所施設	<table border="1"> <tr> <td>重症心身障害児施設 115カ所 11,215人</td> <td>児童福祉法第43条の4</td> <td>重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。</td> </tr> </table>	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人	児童福祉法第43条の4	重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。				
重症心身障害児施設 115カ所 11,215人	児童福祉法第43条の4	重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。							
知的障害児	入所施設	<table border="1"> <tr> <td>知的障害児施設 254カ所 9,808人</td> <td>児童福祉法第42条</td> <td>知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。</td> </tr> <tr> <td>自閉症児施設 7カ所 235人</td> <td>児童福祉法第42条 (最低基準第48条)</td> <td>自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。</td> </tr> </table>	知的障害児施設 254カ所 9,808人	児童福祉法第42条	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。	自閉症児施設 7カ所 235人	児童福祉法第42条 (最低基準第48条)	自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。	
		知的障害児施設 254カ所 9,808人	児童福祉法第42条	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。					
	自閉症児施設 7カ所 235人	児童福祉法第42条 (最低基準第48条)	自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。						
通所施設	<table border="1"> <tr> <td>知的障害児通園施設 254カ所 8,981人</td> <td>児童福祉法第43条</td> <td>知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。</td> </tr> </table>	知的障害児通園施設 254カ所 8,981人	児童福祉法第43条	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。					
知的障害児通園施設 254カ所 8,981人	児童福祉法第43条	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。							
三障害		<table border="1"> <tr> <td>児童デイサービス 1,092カ所 32,329人</td> <td>障害者自立支援法 第5条第7項</td> <td>日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。</td> </tr> </table>	児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	障害者自立支援法 第5条第7項	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。				
児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	障害者自立支援法 第5条第7項	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。							

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より。)

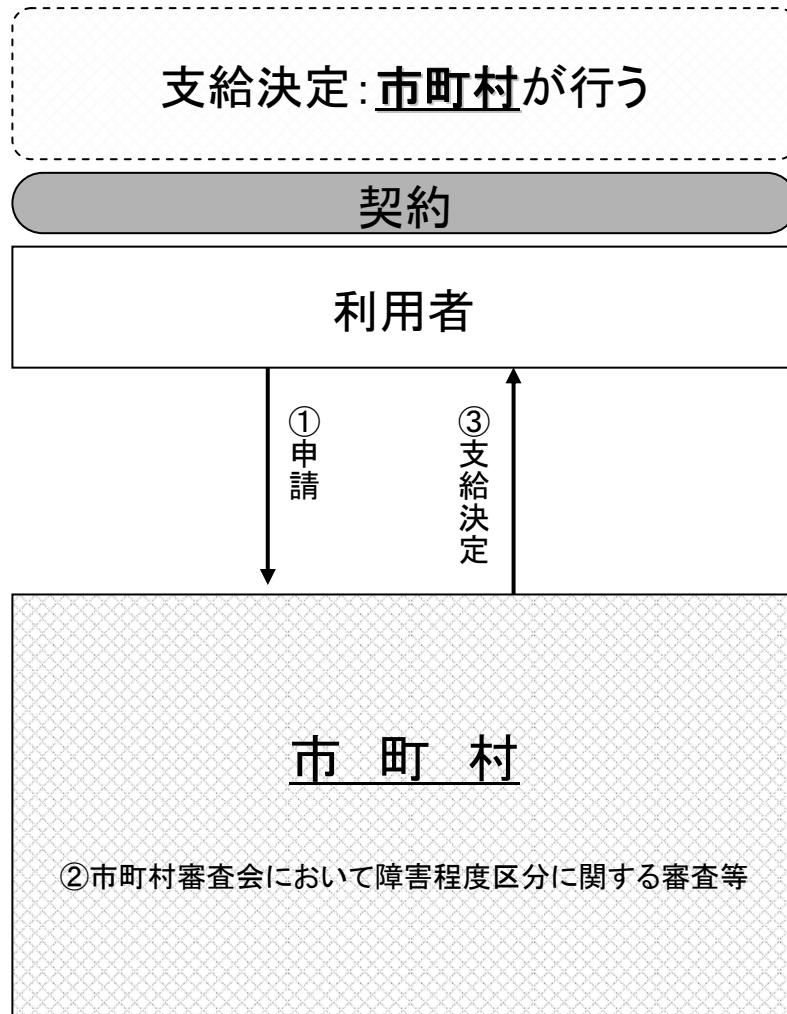
## (参考) 児童養護施設等について

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
乳児院	児童福祉法 第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	120か所	3, 143人
保育所	児童福祉法 第39条	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。	22, 720か所	2, 118, 352人
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。	4, 718か所 (児童館)	—
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境常用語を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。	559か所	30, 764人
情緒障害児 短期治療施設	児童福祉法 第43条の5	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。	31か所	1, 131人
児童自立 支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	58か所	1, 836人
幼稚園	学校教育法 第22条	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。	13, 723か所	1, 705, 402人

# 障害児・者施策に係る実施主体と自治体の事務フロー

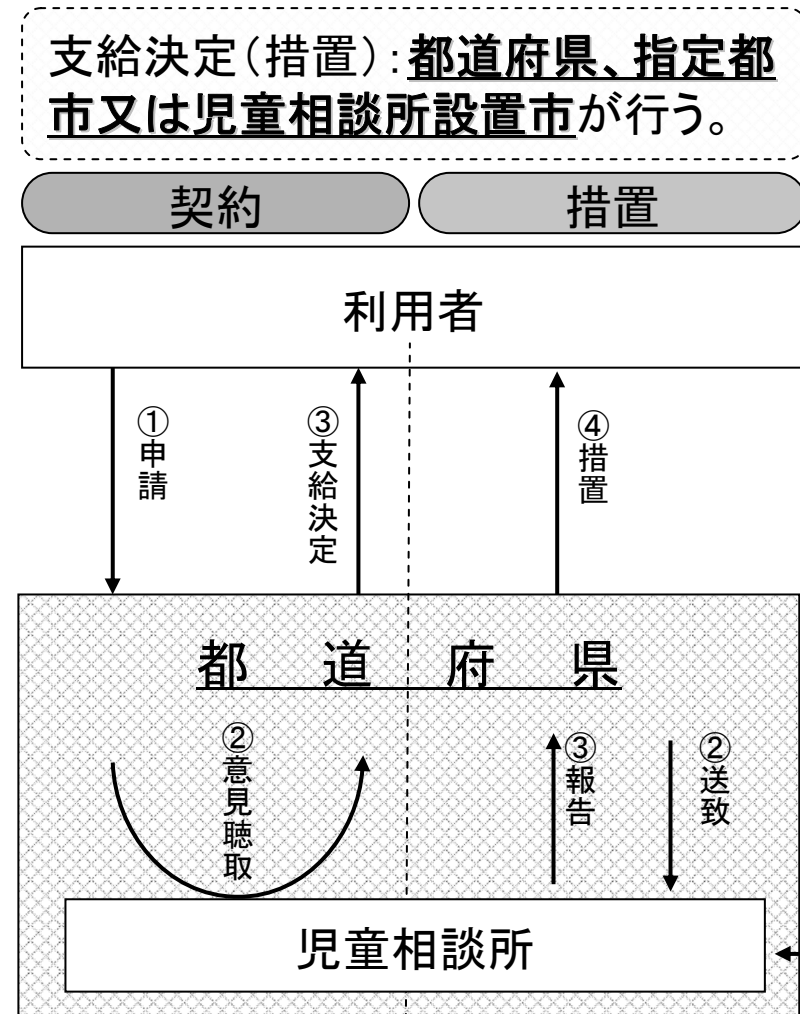
## <障害者>

(障害者自立支援法)



## <障害児>

(児童福祉法)



※ 市町村に通告する場合もある。



# 我が国の障害児支援を巡る状況

## ① 少子化社会の進展

- ・ 子育て不安の増加

## ② 障害者自立支援法の施行

- ・ ノーマライゼーションの理念(自立と共生社会の実現)

## ③ 特別支援教育の推進

- ・ 障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育的支援の推進

## ④ 発達障害者支援法の施行

- ・ 「新たな」障害への対応

# ①少子化社会の進展

- 障害のある子どもを持つ世帯は、他の子育て世帯以上に大きな不安を抱えている。

障害児世帯を支える取組を充実強化することによって、こうした負担感の解消・軽減を図ることが必要。

 *政府の対応の方向性*

- 骨太方針2007(平成19年6月19日閣議決定)(抜粋)  
「児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る。」
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)(抜粋)
  - 3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築
    - 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスを体系的かつ普遍的に提供し...
    - 虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含すること

## ②障害者自立支援法の施行

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。

(参考)障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、…(中略)…障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

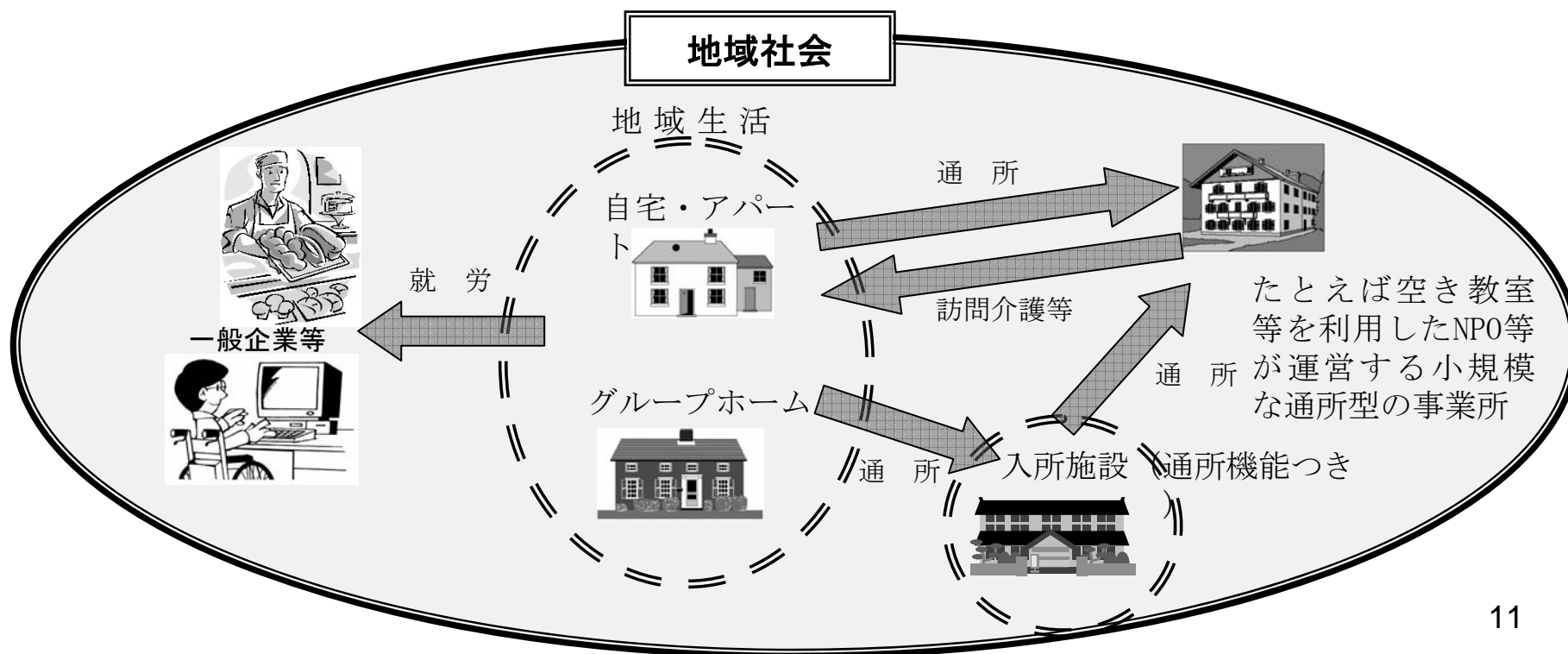


- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に育つことにより、相互の理解を進める環境を整備していくことが重要。

# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり



# 障害者自立支援法の3年後の見直し

## ○ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)

附 則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。<sup>12</sup>

# 障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書) (抄)

平成19年12月7日  
与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

## Ⅲ 見直しの方向性

### 5 サービス体系の在り方

障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。

## ③特別支援教育の実施

○「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月8日中央教育審議会) ※主な提言内容

- 1 障害のある児童生徒などの教育について、従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に継承・発展すること。
- 2 盲・聾・養護学校の制度を、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度である「特別支援学校」に転換し、盲・聾・養護学校教諭免許状を「特別支援学校教諭免許状」に一本化すること。
- 3 特別支援学校の機能である地域の特別支援教育のセンターとしての機能を法律上明確に位置づけること。
- 4 小・中学校において、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)を新たに通級による指導の対象とすること。

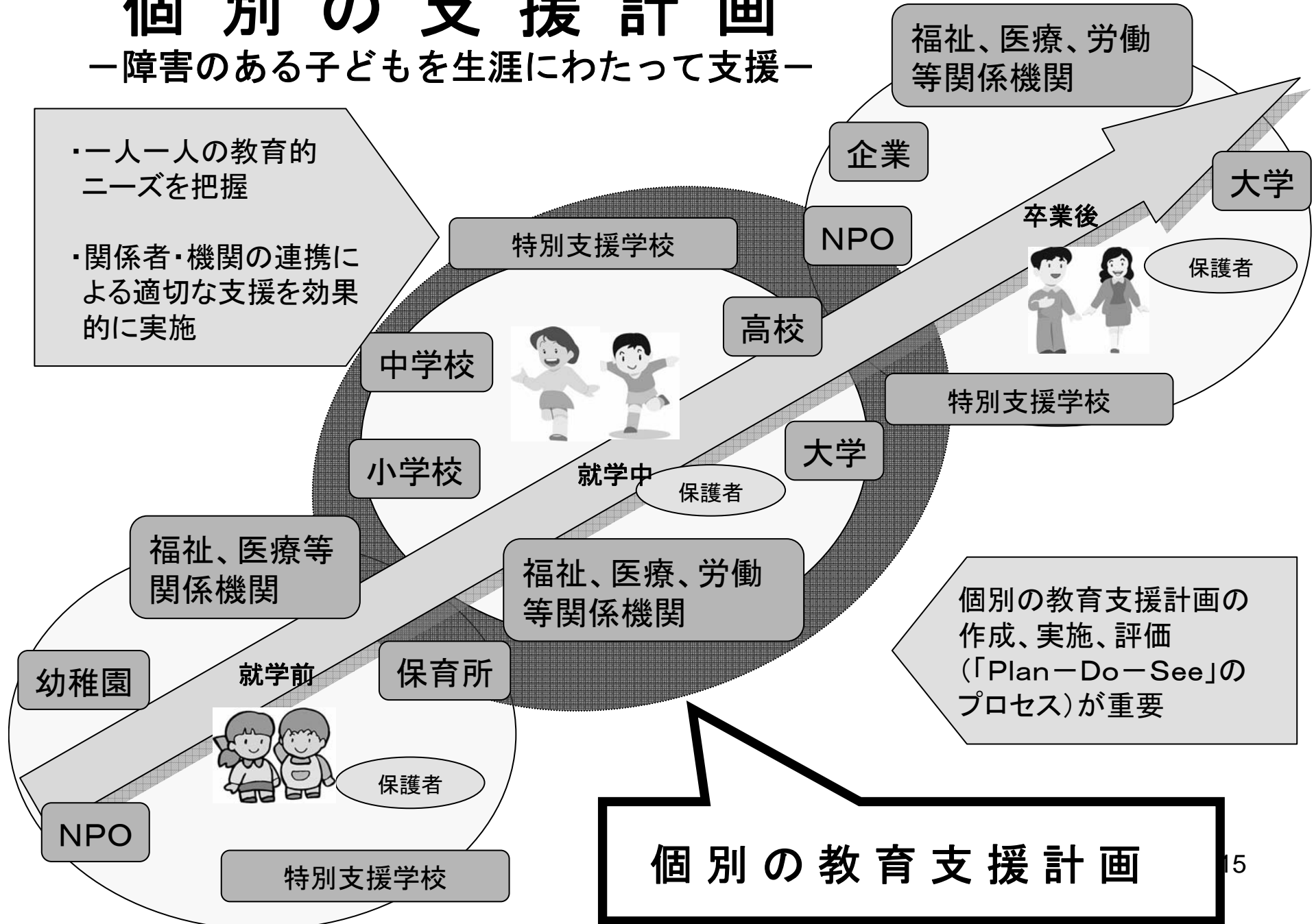
### <制度改正の概要>

※ ①はH18.4～、②～④はH19.4～

- ① 通級による指導の対象にLD・ADHDを追加
- ② 「盲・聾・養護学校」について、複数の障害種別を受け入れることができる「特別支援学校」に転換
- ③ 小中学校等においても特別支援教育を推進することを法律上明確に規定
- ④ 障害のある児童の就学先を決定する際、保護者の意見も聴くことを義務付け

# 個別の支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—





## ④発達障害者支援法の施行

### ○ 発達障害とは？



通常低年齢で発現する脳機能の障害



- 障害の早期発見・早期対応及び乳幼児期、学童期、青壮年期に至るまでのライフステージに応じた一貫した支援が重要  
→ 発達障害者支援法の制定(平成17年4月施行)

# 発達障害者支援法のねらいと概要

## I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

## II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学時検診における  
発見  
乳幼児健診等による  
早期発見

早期の発達支援  
専門的発達支援

特別支援教育体制の  
推進  
小中学校児童・生徒の  
6%

放課後児童健全育成  
事業の利用

発達障害者の特性に  
応じた適切な就労の  
機会の確保

発達障害者の権利  
擁護  
地域における自立し  
た生活の支援

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）